

2014年5月21日 全5頁

相続法制、見直し中

法務省、相続法制検討ワーキングチームの動向

金融調査部 主任研究員
堀内勇世

[要約]

- 法務省の「相続法制検討ワーキングチーム」では、相続に関する法制（相続法制）の見直しが検討されている。
- 民法の相続に関する部分が主な検討対象である。
- 法務省から問題の所在や民法（相続に関する部分）の過去の検討状況などが説明され、その上で議論を進めるための最初のたたき台となる案が提示されて、議論がなされている。

1. はじめに

現在、法務省では「相続法制検討ワーキングチーム」^(注1) という検討組織を設置し、ここで相続に関する法制（相続法制）の見直しが検討されている。相続に関する基本的な規定は民法という法律にあり、その民法の相続に関する部分がこのワーキングチームでの主な検討対象となっている。

(注1) 相続法制検討ワーキングチームの検討状況や資料などについては、法務省の以下のウェブサイト参照。

<http://www.moj.go.jp/shingil/shingi04900197.html>

2. 背景

相続法制検討ワーキングチームが設置され、相続法制の見直しが検討されている背景としては次の事情がある。

最高裁判所は、2013年（平成25年）9月4日、民法の規定のうち嫡出でない子（婚外子）の相続分を嫡出子の相続分の2分の1とする部分について、遅くとも2001年（平成13年）7月当時において、法の下での平等を定める憲法14条1項に違反していたと判断した^(注2)。

(注2) 以下のレポート参照。

- ・「法定相続分にかかる話題」(2013年10月2日、堀内勇世)

http://www.dir.co.jp/research/report/law-research/law-others/20131002_007745.html

そこで、違憲とされた規定を改め、嫡出子と嫡出でない子の相続分を同等とする改正が必要になり、第185回国会(臨時会、2013年10月15日～12月8日)において、嫡出でない子の相続分を嫡出子の相続分と同等にする民法改正が行われた^(注3)。この改正に関する法律は2013年12月5日に成立し、同月11日に公布され、その日から施行された。

(注3) 改正の内容などは、法務省の以下のウェブサイト参照。

http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00143.html

この民法の改正に際しては、各方面から、法律婚を尊重する国民意識が損なわれるのではないか、配偶者を保護するための措置を併せて講ずべきではないかといった様々な問題提起がされたようである^(注4)。また自民党法務部会から、法務省に相続法制の在り方について検討するワーキングチームの設置を要請するといった動きもあったようである。

(注4) 注1のウェブサイト、及び、法務省の以下のウェブサイト参照。

http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho08_00484.html

こうした事情の下、相続法制の在り方について検討を進めるため、研究者や一般有識者などからなる「相続法制検討ワーキングチーム」が設置された。

3. 検討内容

(1) 現在までの状況

今年、2014年(平成26年)1月28日に、相続法制検討ワーキングチームの第1回会議(初会合)が開催された。メンバーの初顔合わせ、法務省からワーキングチーム立ち上げの経緯説明がなされた上で、法務省が用意した資料を基に自由討議が行われた。その資料には、主に次の項目が掲げられていた。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 生存配偶者の居住権を法律上保護するための措置② 配偶者の貢献に応じた遺産の分割を実現するための措置③ 遺留分制度の見直し |
|--|

その後、2月24日に第2回会議が、4月4日に第3回会議が開催されている。そこでは、上記の①、②についてより深い議論がされた模様である。

(2) 問題の所在

まずここでは、前記の①②③に関し、何が問題となっているのか、つまり問題の所在について取り上げる。

① 生存配偶者の居住権を法律上保護するための措置

生存配偶者（被相続人の配偶者）が居住していた建物以外に見るべき遺産がなく、生存配偶者が他の相続人に代償金（相続分相当のお金）を支払うに足りる資力に乏しい場合には、居住していた建物を売却して退去せざるを得なくなってしまうこともある。このような場合に、生存配偶者が慣れ親しんだ建物に、（短期間もしくは長期間、）住み続けられるように、居住権を法律上保護するための方策が必要ではないかとの問題提起がされている。

② 配偶者の貢献に応じた遺産の分割を実現するための措置

被相続人の財産形成には配偶者の貢献による部分もあると思われるが、そうであれば遺産分割においてもこの配偶者の貢献が反映されるべきではないかとも考えられる。

しかし、配偶者の貢献と一言と言っても、相続人となる配偶者の中には、婚姻期間が長く、被相続人と同居してその日常生活を支えてきたような者もいれば、高齢になった後に再婚した場合など婚姻期間が短い者もおり、また、形式的には婚姻期間が長期にわたる場合であっても、別居期間が長く実質的な婚姻生活はそれほどなかったような者もいるなど、被相続人の財産形成への貢献度は様々であると考えられる。

その上で現行の制度を見直してみると、配偶者の貢献に応じた遺産分割を実現しているとはいえない。例えば、配偶者と子（1人）が法定相続人となる場合であれば、配偶者の法定相続分（民法900条）は2分の1と一律に定められており、配偶者の貢献に応じて法定相続分自体を調整することは予定されていない^(注5)。

（注5）法定相続人、法定相続分とは？

民法では、遺言がない場合について、誰が相続人となるかとその相続分はどうなるかが定められている（民法887条、889条、890条、900条参照）。そのときの相続人となる者が法定相続人であり、その相続分が法定相続分である。

そこで、配偶者の貢献に応じた遺産の分割を実現するという観点から、法定相続分の見直しの要否や遺産分割における適切な調整手段の在り方について検討する必要があるのではないかとの問題提起がされている。

③ 遺留分制度の見直し

例えば、配偶者と子（1人）が法定相続人となる事例において、相続人が遺言で子に全財産を

相続させるとしていた場合でも、配偶者が一定割合の財産を請求できるとされている。このような仕組みを遺留分制度と呼んでいる。またこのときの一定割合を遺留分と呼んでいる（この事例では配偶者の遺留分は4分の1となる）。

今の遺留分制度の下では、例えば、被相続人が特定の相続人に家業を継がせたいと考え、株式や店舗等の事業用資産をその者に相続させる旨の遺言をしても、遺留分が請求され、事業承継が円滑に行われないおそれもあるとの指摘がある。

そのような指摘もあるので、遺留分制度も検討対象とすべきではないかとの問題提起がされている。

(3) たたき台として示された具体的方策

相続法制検討ワーキングチームの第2回会議、第3回会議の資料には、前記の①、②について、その問題に対する具体的方策として考えられる案がいくつか掲げられている。しかしながら、その案は議論を進める上でのたたき台として提示された、このような案や考え方もあるかどうかという形のものであるので、ここでは、ごく簡単に、紹介するだけとする（詳細については、第2回会議、第3回会議の資料を参照）。

① 生存配偶者の居住権を法律上保護するための措置

「短期的な居住権の保護」（を図るとしたら）と「長期的な居住権の保護」（を図るとしたら）という2つに場合分けして、具体的方策が示されている。

短期的な居住権の保護の方策としては、生存配偶者（被相続人の配偶者）が、相続が開始した時に被相続人の承諾を得て遺産に属する建物に居住していた場合には、一定期間（短期間）、無償でその建物を使用することができるという案を掲げている。

長期的な居住権の保護の方策としては、生存配偶者（被相続人の配偶者）が、相続が開始した時に被相続人の承諾を得て遺産に属する建物に居住していた場合には、遺産分割において、その生存配偶者が終身又は一定期間、無償〔又は有償〕でその建物を使用することができる権利を取得できるような制度を提案している。なお、長期にわたる保護なので、その生存配偶者がその後亡くなった場合についても触れられており、その権利は消滅し、相続の対象とはならないとしている。

② 配偶者の貢献に応じた遺産の分割を実現するための措置

まず、法定相続分の見直しを検討するとなれば、1) 配偶者の法定相続分を一律に引き上げることや、2) 配偶者とともに法定相続人となる者を限定すること^(注6)等も考えられるが、それぞれその要否及び具体的な方法は検討しなければならないとしている。

(注6) 配偶者とともに法定相続人となる者を限定することにより、ケースによっては配偶者の法定相続分が増えることが考えられる。例えば、被相続人の配偶者とともに被相続人の兄弟姉妹が法定相続人となることがある（この場合の法定相続分は、被相続人の配偶者が4分の3）が、もしこのようなケースで被相続人の兄弟姉妹が法定相続人とならないとされれば、被相続人の配偶者の法定相続分は100%となる。

また、配偶者の具体的な貢献に応じた財産の取得を実現するための方策として、例えば、離婚における財産分与などを参考に、被相続人がその婚姻中に配偶者との協力によって得た財産について、配偶者は、他の相続人に対し、（遺産分割の手續前、もしくは手續の中で）その貢献に応じて、その財産の清算を行うよう請求できるような仕組みも考えられるとしている。

そして、配偶者の貢献に応じた遺産の分割を実現するための措置をたたき台として提示する一方で、「配偶者以外の相続人の貢献等を考慮するための方策」^(注7) や、「相続人以外の者の貢献等を考慮するための方策」^(注8) についても言及している。

(注7) 例えば、相続人の間において、被相続人の療養看護等についての貢献の程度に著しい差異がある場合があること等を考慮している模様である。

(注8) 例えば、妻が、夫の親（義理の親）の介護や事業の手伝等に従事し貢献している場合に、その夫の親（義理の親）が亡くなったときには、何らかの考慮があってもいいのではないかと意見がある模様である。

4. 今後のスケジュール

今後のスケジュールにつき言及した公式な資料は見つけられなかったが、報道^(注9)によれば、今年（2014年）の夏に中間報告をまとめ、民法改正に向けて来年（2015年）1月に新制度案を策定することを目指しているようである。

(注9) 例えば次の記事が存在する。

・2014年1月28日付、47NEWSに掲載の共同通信の記事

「配偶者の家事・介護を相続に反映 法務省が検討開始」

<http://www.47news.jp/CN/201401/CN2014012801002250.html>

相続についてはいろいろな意見があるようであり、どのような形になるか今後の動向（例えば、今年夏ごろといわれている中間報告など）に注意する必要があるだろう。なお、改正が行われることになった場合には、多くの人々に影響を及ぼしうる改正であるとともに、他の制度の見直し等も必要となりうるものであるため、周知期間や準備期間も考慮したうえで、施行の時期なども検討されるべきではないかと考える。